

## ○室蘭市国民健康保険条例中一部改正の件について

### 1. 条例改正の理由

国民健康保険法施行令等の一部改正に準拠し、出産育児一時金の支給額及び保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額の改定並びに低所得者に対する保険料軽減措置の所得判定基準を改正するほか、所要の改正を行うもの

### 2. 条例改正の概要

#### (1) 出産育児一時金の支給額の改定

出産育児一時金は、現在、40万8千円の基本額に産科医療補償制度加入の医療機関等で出産した場合、同制度掛金相当分1万2千円を加算し、総額42万円を支給しているが、出産費用の推計等を勘案しこれを引き上げる健康保険法施行令等の改正が行われたことから、同様の改正を行う。

	現行		改正後	
支給基本額	40.8万円	➔	48.8万円	(+8万円)
加算基準額	1.2万円		1.2万円	
計	42.0万円		50.0万円	

#### (2) 保険料の賦課限度額の改定

保険料の賦課限度額は、政令で定める基準に従い条例で定めることとされているが、中間所得層の負担軽減のため、賦課限度額の基準を引き上げる政令改正が行われたことから、当該改正に準拠し賦課限度額を引き上げる。

	現行		改正後	
保険料 (後期高齢者支援金等賦課分)	20万円	➔	22万円	(+2万円)

#### (3) 低所得者に対する保険料軽減措置の所得判定基準の改正

国保の保険料は、所得に応じて応益分(均等割・平等割)を7・5・2割軽減しているが、そのうち、5・2割軽減について、経済動向等を踏まえ軽減判定所得を引き上げる政令改正が行われたことから、当該改正に準拠し軽減判定所得を引き上げる。

	現行		改正後
5割軽減	43万円+ <u>28.5万円</u> ×被保険者数 (給与収入・3人世帯の場合 <u>195.2万円未滿</u> )	➔	43万円+ <u>29.0万円</u> ×被保険者数 (給与収入・3人世帯の場合 <u>197.2万円未滿</u> )
2割軽減	43万円+ <u>52.0万円</u> ×被保険者数 (給与収入・3人世帯の場合 <u>296.0万円未滿</u> )		43万円+ <u>53.5万円</u> ×被保険者数 (給与収入・3人世帯の場合 <u>302.4万円未滿</u> )

### 3. 施行期日

令和5年4月1日から施行する。